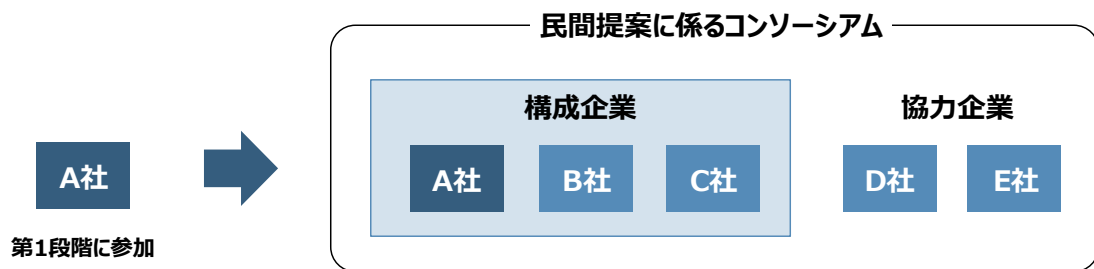


民間提案に係るコンソーシアムの考え方について

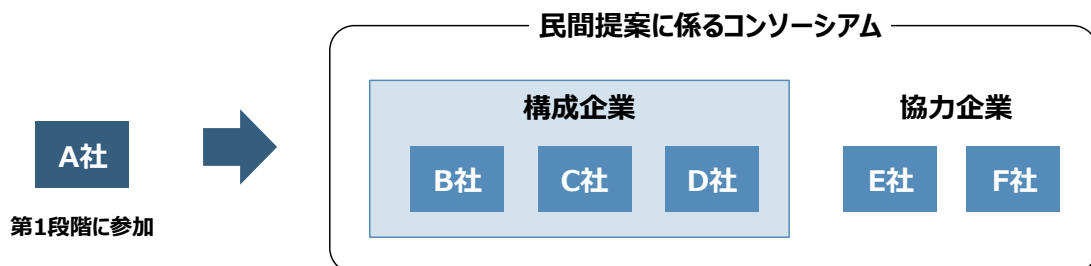
- ・第2段階の民間提案にあたっては、最終的に事業を担うコンソーシアムが組成されることを想定しており、コンソーシアムの構成企業には第1段階の事業コンセプト募集に参加した企業(図中ではA社)が含まれることとします。
- ・第1段階の参加企業は、コンソーシアムにおいて必ずしも代表企業となる必要はありません。
- ・第1段階の参加企業が複数含まれるコンソーシアムでも構いません。ただし、第1段階の参加企業が複数含まれる場合でも、評価には影響しません。



※B社、C社については第1段階に参加していても良い

■民間提案に係るコンソーシアムとして認められない例

- ・構成企業に第1段階の参加企業が含まれない (A社を含まない新たなコンソーシアムの組成)



- ・構成企業に第1段階の参加企業が含まれない (A社は協力企業として参加)

